

『第2回秋田交通圏タクシー準特定地域協議会』の開催について
(構成員として参加を希望される方へ)

「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」(平成21年法律第64号)の規定に基づき、秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱一部改正と特定地域の指定について『第2回秋田交通圏タクシー準特定地域協議会』を下記の通り開催しますので、お知らせします。

本協議会に構成員として参加を希望される方は、※1設置要綱第4条第3項の規定により、開催日30日前の2月15日(月)までに、問い合わせ先へ別添《申出書》にてお申し出下さい。(FAX可)

なお、新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、書面による開催となりますのでご了承願います。

記

1. 日 時 令和3年3月17日(水)

2. 議 題

- (1) 秋田交通圏タクシー準特定地域協議会設置要綱一部改正(案)について
- (2) 特定地域の指定について

※議題は案となっており変更の場合がございます。

[お願いと注意]

- ① 構成員として参加を希望する申出のあった方には、事前に説明することといたします。

※1

秋田交通圏タクシー特定地域協議会設置要綱(抜粋)

第4条第3項

協議会へ加入又は協議会から脱退しようとする者は、事務局長に申し出をするものとする。ただし、第5条第14項の規定に基づき協議会の開催の公表があった場合には、協議会開催日の30日前までに申し出があった者について、当該協議会に構成員として参画できるものとする。

[参考]

秋田交通圏は、平成30年11月27日付けでの特定地域の指定解除通知により、平成31年4月1日より準特定地域となっていますが、令和2年11月27日付けで「特定地域指定の基準に該当する」との通知がありました。

よって、本協議会を開催し、「特定地域の指定の諾否について」を令和3年3月31日までに東北運輸局長に報告することになります。

《問い合わせ先》

【秋田交通圏タクシー特定地域協議会 事務局】

〒010-0962 秋田市八橋大畠二丁目12番53号

一般社団法人秋田県ハイヤー協会 内

佐藤 武彦

電話 : 018-864-1351

ファックス : 018-864-1353

E-mail : info@hirekyokai-akita.or.jp

[別添]

《送付先》

秋田交通圏タクシー準特定地域協議会 事務局 行き
((一社) 秋田県ハイヤー協会 内)
FAX: 018-864-1353

« 申出書 »

- ・第2回秋田交通圏タクシー準特定地域協議会の構成員として参画を申し出ます。

1. 申し出年月日 : 令和3年 月 日

2. 氏名 :

3. 申し出者の住所 :

〒

4. 申し出者の所属

該当する所属欄に○を付けてください

- タクシー事業者
 - タクシー事業者団体等
 - タクシー運転者の所属する労働組合等
 - その他
- ()

5. 所属先の事業所名又は団体名

6. 所属先の役職名

7. 所属先の住所

〒

8. 所属先の電話番号

※申出最終期日は、令和3年2月15日(月)となります。

※個人情報の取り扱いについては、この協議会開催以外の目的には使用しません。